

1 文(文章)で解答する設問の答案については、次のA項の加点要素の合計から次のB項・C項の減点要素の合計を引いた得点をその設問の得点とします。ただし最低点は0点としマイナスの得点はつけません。

A

a 以下の採点基準では、模範解答をいくつかの要素に分割し加点要素とします。答案中にその加点要素に相当する部分があれば、その加点要素に配点された得点を与えます。

b ある加点要素は、その加点要素に配点された得点か0点で採点することを原則とします。たとえば5点配点された加点要素であれば5点か0点で採点することを原則とします。

ただし、その加点要素中の部分点を認める場合もあります。その場合それぞれの採点基準の中に明記されています。

c ある要素に加点するか否かが、他の要素と無関係に決まる場合と、他の要素との関係で決まる場合があります。前者の場合は、その要素を単独採点(独立採点)すると言いその旨必ず明記されています。後者の場合は、他の要素との関係について以下の採点基準で具体的に指示されています。

d **解答通り**という条件がある場合はいかなる部分点も認めません。

B

a 答案中に大きな誤読と判定される内容(語句)などがある場合は、その内容(語句)を減点要素として示されている場合もあります。

b 加点要素でも減点要素でもない部分もあります。その部分は加点も減点もしません。

C

次に該当するものは、答案の形式上の不備として、一箇所につき1点の減点要素とします。

a 誤字。漢字などの文字の明らかな誤りは誤字とします。

b 脱字。

c 文末の句点の脱落。

*字数指定のない場合、句点の脱落は誤字とし1点の減点とします。

d その他不適切と判断せざるをえない箇所。

e 不適切な文末処理。設問の問い方に対応していない形で答案の文末を結んでいない場合は、適切な文末処理が行われていないと見て形式上の不備による減点要素とします。

たとえば「:とはどういうことか?」という問いに体言で結んでいないものなどは適切な文末処理が行われていないと見て形式上の不備とします。

また、理由が問われているのに、「から」「ので」などで結んでいないものなども適切な文末処理が行われていないと見て形式上の不備と見ます。

*ただし、「ことである」などの表現も「こと」などで結んでいるものと同様適切な文末処理が行われていると見ます。また、「からである。」などの表現も「から」などで結んでいるものと同様適切な文末処理が行われていると見ます。

また文末の表現を問わない場合もありますが、その場合はその都度明記されています。

2 日本語の表現として不適切なものは程度に応じて減点します。

3 次の各項に該当するものは、部分点の要素があっても、その設問の得点を0点とします。

a 答案が解答欄の欄外にはみ出しているもの。

b 一行の解答欄に二行以上書いた場合もその設問の得点を0点とします。

c 字数指定のある設問で、字数をオーバーしたもの。

d 答案の文章が最後まで完結していないもの。

4 **古文あるいは漢文の訳を記述する設問**の場合も以上に準じますが、文末の句点や文末の処理あるいは答案の完結にこだわらなくともよい場合はその都度明記されています。

□ 現代文 (50点)

問一 各1点 計7点

1 含蓄 2 戦況 3 奨励 4 干渉

5 不意 6 整合 7 即座

問二 8点

【模範解答例】他人の分も含めて自分の仕事に専念する (A 4点)

という意味で自分のことだけをすること。 (40字) (B 4点)

※採点の条件

A 「他人の分も含めて自分が何かを作り出すこと」について適切に書かれていれば4点を加える。

B 「(克己抑制とは) 自分のことだけをすること」について適切に書かれていれば4点を加える。

問三 10点

【模範解答例】経済が成立する条件で、

それぞれが異なる物品を生産しそれを交換することで、 (A 5点)

自他の必要を満たすしくみ。 (49字) (B 5点)

※採点の条件

【A・B・Cに関して部分採点を行う】

A 分業について「経済の成立要件はその成果が交換されること」が適切に書かれていれば5点を加える。

B 協業の内容について「自分の生産物によって他人の、他人の生産物によって自分の必要が満たされること」が適切に書かれていれば5点を加える。

問四 10点

【模範解答例】経済に現れる

分業と協業は、『カルミデス』では克己抑制を説明する単なる例だが、 (A 4点)

『国家』では国家成立の起源になるものだから。 (60字) (B 6点)

※採点の条件

【A・Bに関して部分採点を行う】

A 「カルミデス」においては「分業と協業は克己抑制の説明の例に過ぎないこと」が適切に書かれていれば4点を加える。

B 「国家」においては「分業と協業は国家成立の起源であること」が適切に書かれていれば6点を加える。

【模範解答例】

克己節制が自分のことだけをすることを意味するというのは、 (A 5点)

私利私欲の助長ではなく、 (B 5点)

自分の仕事に専念することで他人を満たすことであり、

それは、国家を成立させる経済活動の必要条件であると考えている。

(9 6字) (D 5点)

※採点の条件

【A・B・C・Dに関して部分採点を行う】

A 「克己抑制とは自分のことだけをすることであること」が適切に書かれていれば5点を加える。

B 「(自分のことだけをすることは) 自分の仕事に専念しうること」が適切に書かれていれば5点を加える。

C 「(そういつた分業と協業が) 国家を成立させる経済活動の必要条件であること」が適切に書かれていれば5点を加える。

二 現代文 (50点)

問一 10点

【模範解答例】 過去とは、「過去の事象」を現在から想起して、 (A 5点)
時間の系列に位置づけてとらえるものであるということ。 (40字) (B 5点)

※採点の条件

【A・Bに関して部分採点を行う】

- A 過去とは「過去を現在から想起すること」が適切に書かれていれば5点を加える。
B 過去の想起を「時系列として位置付けること」が適切に書かれていれば5点を加える。

問二 10点

【模範解答例】 過去は言葉によって不在の状態を直接把握したのち (A 5点)
「あった」という過去形の表現によって肯定的に語り直す根本的転換 (B 5点)
によって成立すると考えている。(70字)

※採点の条件

【A・Bに関して部分採点を行う】

- A 「過去の認識は『もない』という不在を把握する言語が必要であること」が適切に書かれていれば5点を加える。
B Aの認識の後に「あった」という過去形の表現によって肯定的に語り直すことが根本的転換であること」が適切に書かれていれば5点を加える。

問三 10点

【模範解答例】 音の不在はわれわれが「もない」という
不在の言葉を学んでこそ認識できるものなのに、 (A 5点)
フッサールは〈いま〉の音を知覚すれば前の音の不在はとらえられる (B 5点)
と考えたこと。(79字)

※採点の条件

【A・Bに関して部分採点を行う】

- A 筆者の考えは「音の不在は『もない』という不在の言葉を学んで認識できること」が適切に書かれていれば5点を加える。
B フッサールの考えは「(音の不在は)最初の音が鳴り終わったことを次の音〈いま〉の音」を聞いたときにわかること」が適切に書かれていれば5点を加える。

問四 20点

【模範解答例】

言葉を学ぶことで、すでに「もうない」というという認識を能動的に持てるようになるので、(A 7点)
そこから、想起の対象になる現在から隔絶され過去に、(B 6点)
肯定的に「あった」という意味を付与することは容易になると (C 7点)
考えている。(99字)

※採点の条件

【A・B・Cに関して部分採点を行う】

A 「言語の取得で『もうない』という認識ができること」が適切に書かれていれば7点を加える。

B 「想起は現在から隔絶され過去に向けていること」が適切に書かれていれば6点を加える。

C 第二次想起は「肯定的に『あった』という意味を付与することは容易になること」が適切に書かれていれば7点を加える。

三 古文(25点)

問一 (イ) 2点

【模範解答例】 かわいいと (A 1点)
お思いになってください (B 1点)

【別解】 かわいいがって
ください

情けをかけてやって
ください

※採点の条件

【A・Bに関して部分採点を行う】

A ①点。かわいい・好ましい など

上東門院が自分に仕える女房である紫式部に対して好意的に思う内容であること。

× 趣深い・気の毒・あわれ・すばらしい、は不可。

B ①点。「思う」の尊敬語+命令形で①点 「お思いになって下さい・お思いになれ・思いなさい」など
* かわいいと思う↓かわいいがる・情けをかける にしても可。

問一 (ニ) 3点

【模範解答例】 「源氏式部」などと呼ぶ

ならば (A 1点)

もつともなこと (B 1点)

だろうけれど、 (C 1点)

※採点の条件

【A・B・Cに関して部分採点を行う】

A ①点。婉曲・仮定「ようなことが・ならば」

* 婉曲は訳さなくても可なので「こと・の(準体言)」でも可とする。

B ①点。もつともなこと・あるべきこと・適当なこと・当然なこと

C ①点。推量+逆接。完答。

問一 (ホ) 3点

【模範解答例】 まして例の紫の上が

どうして (A 1点)

いらっしやるはずが (B 1点)

ありましようか (C 1点)

※採点の条件

【A・B・Cに関して部分採点を行う】

A ①点。「どうして・なぜ」理由を問う疑問詞

B ①点。(紫の上・若紫・例のお方・あの方が)「いる」の尊敬語。「いらっしやる」など。

C ①点。推量・反語。

問二 6点

【模範解答例】

一条帝が「私のゆかりの者である」と言ったために

紫式部の名が付いたのは、 (A 2点)

「紫の」の歌以来、 (B 2点)

「ゆかり」が「紫」を意味するからである、ということ。 (70字) (C 2点)

※採点の条件

【A・B・Cに関して部分採点を行う】

A ②点。一条帝が紫式部は縁者（ゆかり）であることを言い表した内容であれば可。「帝」「縁者」「紫式部」の3つが揃わなければならない。

B ②点。ふまえたのが古今和歌集の武蔵野の歌であることがわかれば可。

C ②点。「紫」が「ゆかり」の意味であることがわかれば可。

問三 5点

【模範解答例】

「源氏式部」ならわかるが、 (A 2点)

若紫の巻がいかに素晴らしいにしても、

紫の上一人だけを取り上げて呼称とするのは不自然であるから。 (60字) (B 3点)

※採点の条件

【A・Bに関して部分採点を行う】

A ②点。源氏式部にするならわかる。源氏を名前に使うならわかる。

B ③点。紫の上を名前の由来にするのは不自然・おかしい

問四 6点

【模範解答例】

紫式部を若紫と呼ぶことが (A 2点)

目新しいこととして冗談となるからには、 (B 2点)

紫式部の古称が成立した時には若紫は無関係だったということ。 (60字) (C 2点)

※採点の条件

【A・B・Cに関して部分採点を行う】

A ②点。公任が（紫式部を）若紫と呼んだこと。公任卿の発言。

B ②点。冗談||目新しい趣向であること。

C ②点。紫式部の名前の由来が紫の上とは関係ない。

四 漢文(25点)

問一 各1点×3＝3点

A より

D よくす

F たまたま

※採点の条件

- ・ 解答例以外は全て×
- ・ D「あたふ」は×

問二 4点

【模範解答例】

しほほねをきざむといへども、
いまだかつてあへていはず。

(A 2点)

(B 2点)

※採点の条件

※完答を原則とするが、A 2点、B 2点とする。

※歴史的かなづかいについては、設問に例を示して求められているので、ミスがあれば×

A いへども ↓ いえども ×

B あへて ↓ あえて ×

いはず ↓ いわず ×

B 「かつて」の「つ」については、「かつて」と小さくなっているものは×

※一文字でも漢字が残っているものは×

※A「ほねを」が「ほねに」になっているものは、意味が少し異なるため1点減点。

※A「しほの」となっている可。

問三 5点

- 【模範解答例】しばらく故郷に留まって (A 1点)
母の面倒をみたいと思ったが、 (B 1点)
罪になることを恐れて、 (C 1点)
主人との約束通り燕京に戻った。 (D 2点)

※採点の条件

【A・B・C・Dに関して部分採点を行う】

A 「少し留まりて」の訳。1点。

※「少し」は「しばらく(の間)」「少しの間」など。

※「留まりて」も「とどまって」でよいが、「故郷に」「家に」「実家に」などを補いたい。補いが無いものは1点減点。

※「とどまって」は「滞在して」「(燕京に) 帰らずに」でもよい。

B 「母に事へんと欲するも」の訳。1点。

※「母の面倒を見たい」「母に(親) 孝行をしたい」「母のそばにい(てやり)たい」「母に仕え(奉仕)たい」など○。

※「くと思ったが」のように逆説で下につなげていないものは×

C 「罪を得るを懼れ」の訳。1点。

※「罪になるのを恐れて」「罪に問われることを恐れ」「罰を受けることを心配して」など○。

※「戻らないと」「約束の期限に遅れると」「約束を破ると」などの要素があってもよいが、なくても可。

D 「期のごとく燕に還る」の訳。2点。

※「期のごとく」は、「主人との約束通り」ということであるが、「一年で戻るという約束通り」の「約束」の内容に触れても可。

※「決められた期限通り」のように、「期」の意味がややずれていても、内容的にあっていれば○とする。

※「期のごとく」の意味が正しく取れていないものは1点減点。「急いで」「かくして」など。

※「燕に還る」の「燕」は(注)があるので「燕京」としたいが、「燕」のままでも○とする。

※「主人のもとに」のようにしてあっても○。

問四 5点

【模範解答例】一徳が約束を守って戻って来たことに感動し、
母親に孝行させてやろうと思った (A 3点)
から。 (B 2点)

※採点の条件

【A・Bに関して部分採点を行う】

A 「阿思蘭嘆じて」「一徳」之を能くす」の要素。3点。

※「一徳が約束を守って戻って来た」ことに「感動」したこと。

※「一徳が」の要素、1点。

「約束を守って戻って来た」感動の対称の要素、1点。

「感動・感心・感嘆」の要素、1点。

※「感動」の対象は「約束通りに戻って来たこと」。「親孝行であることに」は2点減点。「人柄に」のよう
に漠然としているものは1点減点。

B 「其の孝を成さしめざるべけんや」の要素。2点。

※「母親に（親）孝行させてやろう」と思ったこと。「孝行を遂げさせてやりたい」でも○。

※「孝行を邪魔したくない」は×

C 文末の「〜から」「〜ので」については不問。

問五 8点

【模範解答例】

冤罪を被った主人が気の毒でしただけのことであり、 (A 2点)

奴隸の身分を解いてもらい、 (B 2点)

故郷に帰って母に孝養を尽くせるだけで、 (C 2点)

十分にほうびはもらったと思っただけ (D 2点)

から。 (74字) (E)

【A・B・C・Dに関して部分採点を行う】

A 「吾が主の罪無くして戮を受くるを哀れむが故に」の要素。 2点。

B 「主に報ゆ」の要素。 2点。

※ここは、「券を裂きて縦して良と為す」に対する「報ゆ」。

C 「帰りて（老母を）侍養するを得れば」の要素。 2点。

D 「主の賜已厚し」の要素。 2点。

※B・C両方を受けての表現。

※「十分（満足）であるから」程度でも可。

E 文末の「くから」「くので」については不問。